

第64回 定時株主総会 招集ご通知

開催概要

<日時>

平成27年 6月24日(水)

午前10時(受付開始 9時30分)

<場所>

東京都葛飾区立石六丁目33番1号

かつしかシンフォニーヒルズ

モーツァルトホール

目次

第64回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
(提供書面)	
事業報告	15
連結計算書類	44
計算書類	47
連結計算書類に係る会計監査報告	50
計算書類に係る会計監査報告	51
監査役会の監査報告	52

【ご案内】 新中期経営方針報告会(質疑応答を含め1時間程度)を株主総会終了後、同会場にて開催を予定しておりますので、お時間の許す株主様には引き続きご出席くださいますようご案内申し上げます。
なお、お食事等をご用意しておりません。予めご了承ください。

議決権行使に関するお願い

当社の経営に参加できる権利「議決権」をぜひご行使ください。

株主総会における議決権は、株主の皆様が当社の経営に参加できる重要な権利です。

以下をご参照いただき、いずれかの方法にてご行使くださいますようお願い申し上げます。

A

当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

また、議事資料として本冊子をご持参ください。

B

書面による議決権の行使の場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、平成27年6月23日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

C

インターネットによる議決権の行使の場合



インターネットによる議決権の行使のご案内（2頁）をご参照の上、パソコン等から議決権行使ウェブサイト（<http://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、平成27年6月23日（火曜日）午後5時30分までに議案に対する賛否をご入力ください。

■インターネットと書面の両方で議決権行使をされた場合は後に到着したものを、同一の日
に到着した場合はインターネットを有効とします。

※株主総会当日のお土産は、議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主お一人様に対し1個とさせていただきます。なお、来年より株主総会当日のお土産はとりやめさせていただきます。なにとぞご理解いただきますようお願い申し上げます。

証券コード 7867
平成27年6月8日

株 主 各 位

東京都葛飾区立石七丁目9番10号

株式会社 タカトミ

代表取締役社長 富 山 幹 太 郎

第64回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第64回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成27年6月23日（火曜日）営業時間終了の時（午後5時30分）までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月24日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都葛飾区立石六丁目33番1号
かつしかシンフォニーヒルズ モーツァルトホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
（第2会場も用意しており状況によりご案内させていただきます。）
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第64期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役
会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第64期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）
計算書類報告の件
- 決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役6名選任の件
 - 第4号議案 取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関
する報酬等の額および具体的な内容決定の件
 - 第5号議案 当社の執行役員および使用人ならびに当社子会社の取締役お
よび使用人に対するストックオプションとしての新株予約権
の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
また、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
2. 受付開始は午前9時30分を予定しております。
3. 株主ではない代理人および同伴の方など、株主以外の方は総会にご出席いただけませんのでご注意ください。
4. 不測の事態も懸念されますので、株主ではないお子様のご来場はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
また、当日お子様が遊ばれるコーナー等はございませんのでご了承願います。
5. 当日は節電のため軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますのでご了承願いますようお願い申し上げます。
また株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

6. 株主総会招集ご通知提供書面のうち、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましてはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。なお、本招集ご通知提供書面および上記書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類の一部であります。
株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
当社ウェブサイト <http://www.takaratomy.co.jp>
7. 本総会会場で使用する電力は風力発電によるグリーン電力を使用し、環境に配慮した運営を行っております。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <http://www.web54.net> ウェブ行使

2. 議決権行使のお取扱いについて

- インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- 議決権の行使期限は、平成27年6月23日（火曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- 複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. システムに係わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

ア. 画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。

イ. 次のアプリケーションをインストールしていること。

- ウェブブラウザとしてVer.5.01 SP2以降のMicrosoft® Internet Explorer
- PDFファイルブラウザとしてVer.4.0以降のAdobe® Acrobat® Reader®または、Ver.6.0以降のAdobe® Reader®

※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®およびAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国および各国での登録商標、商標および製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

ウ. ウェブブラウザおよび同アドインツール等でポップアップブロック機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。

エ. 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバおよびセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

オ. スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合があります。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
【電話】 0120 (652) 031 （受付時間 9:00～21:00）

- その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター
【電話】 0120 (782) 031 （受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く）

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する安定的な利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しております。経営基盤の強化と利益率の向上に努めるとともに、安定的な配当の継続を基本に業績などを勘案したうえ配当金額を決定していく方針です。

上記方針に基づき、当期の期末配当につきましては、当期の業績および将来に備えて経営体質の強化を図ることを考慮し、以下のとおりといたしたいと存じます。

なお、すでに中間配当として1株につき5円を実施させていただいておりますので、年間配当金額は1株につき10円となります。

①配当財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金5円 総額424,282,470円

③剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月25日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結できる取締役および監査役の範囲が変更されたことから、適切な人材を招聘できる環境を整備し、期待される役割を十分に発揮できるよう、当社定款に所要の変更を行うものであります。

なお、第28条第2項の変更に關しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
（取締役の責任免除） 第28条 （条文省略） 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>取締役との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。	（取締役の責任免除） 第28条 （現行どおり） 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役<u>（業務執行取締役等である者を除く。）</u>との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。
（監査役の責任免除） 第35条 （条文省略） 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。	（監査役の責任免除） 第35条 （現行どおり） 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第3号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役6名全員が任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたく存じます。

取締役候補者は、次のとおり（※は新任の取締役候補者）であります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
1	とみ やま かん たろう 富 山 幹 太 郎 (昭和29年1月22日生)	昭和57年 7 月 当社入社 昭和58年 5 月 当社取締役 昭和60年 5 月 当社取締役副社長 昭和61年12月 当社代表取締役社長 平成12年 6 月 当社代表取締役社長、CEO（現任）	2,746,886株
2	ハ ロ ル ド ・ ジョージ・メイ (昭和38年12月4日生) (オランダ生まれ)	昭和62年 1 月 ハイネケン・ジャパン株式会社入社 ア シスタント・ジェネラル・マネージャー 平成 2 年 4 月 ニッポン・リーバ株式会社（現ユニリーバ・ジ ャパン）入社 アシスタント・ブランド・マネ ージャー 平成12年 4 月 サンスター株式会社入社 オー ラルケア事業執行役員 平成18年 9 月 日本コカ・コーラ株式会社入社 副社長兼マーケティング本部長 平成20年11月 同社副社長兼チーフ・カスタマ ー・オフィサー 平成26年 3 月 当社入社経営顧問 平成26年 4 月 当社COO兼海外事業統括本部長 平成26年 6 月 当社代表取締役副社長、COO、海外事業 統括本部長 平成27年 4 月 当社代表取締役副社長、COO、海外戦略 室担当（現任）	0株
3	こ じ ま か ず ひ ろ 小 島 一 洋 (昭和36年1月4日生)	昭和58年 4 月 三菱商事株式会社入社 平成20年 4 月 丸の内キャピタル株式会社執行役員 平成21年 6 月 当社社外取締役 平成24年 4 月 当社取締役常務執行役員連結戦 略局副局長 平成24年 6 月 当社常務取締役連結戦略局副局長 平成25年 4 月 当社常務取締役連結管理本部副本部長 平成25年 6 月 当社取締役常務執行役員、CFO、連結管 理本部長、内部統制・監査部担当 平成26年10月 当社取締役常務執行役員、CFO、連結管 理本部長（現任）	70,795株
4	こうの す たかし 鴻 巣 崇 (昭和33年1月14日生)	昭和51年 4 月 当社入社 平成 9 年10月 当社エンターテインメント事業本部事業部長 株式会社タカラミーアーツ代表取締役社長 平成24年 4 月 当社常務執行役員キャラクター事業本部長 平成26年 4 月 当社常務執行役員国内事業統括本部長 平成26年 6 月 当社取締役常務執行役員国内事業統括本部長 平成27年 4 月 当社取締役常務執行役員事業統括本部長（現任）	17,600株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
5	みやぎ かく えい 宮 城 覚 映 (昭和20年6月4日生)	平成9年6月 株式会社さくら銀行(現株式会社三井住友銀行) 取締役秘書室長 平成13年6月 株式会社三井住友銀行常務取締役兼常務執行役員東京第三法人営業本部長 平成14年6月 株式会社陽栄ホールディング代表取締役社長兼株式会社陽栄ハウジング(現株式会社陽栄) 取締役副社長 平成16年6月 株式会社陽栄ホールディング代表取締役社長兼株式会社陽栄ハウジング(現株式会社陽栄) 代表取締役社長 平成20年6月 三井鉱山株式会社(現日本コース工業株式会社) 社外監査役 平成21年6月 当社社外取締役(現任)	11,713株
6	※ み と しげ ゆき 水 戸 重 之 (昭和32年5月9日生)	平成元年4月 第一東京弁護士会弁護士登録 平成2年10月 TMI総合法律事務所の創設に参画 平成11年4月 同事務所パートナー弁護士(現任) 平成14年6月 株式会社タカラ社外監査役 平成14年12月 株式会社ティー・ワイ・オー社外監査役 平成18年3月 当社社外監査役(現任) 平成18年4月 早稲田大学スポーツ科学研究科(大学院) 講師(現任) 平成18年5月 株式会社ブロッコリー社外監査役(現任) 平成18年6月 吉本興業株式会社社外監査役(現任) 平成22年1月 株式会社湘南ベルマーレ取締役(現任) 平成25年12月 筑波大学ビジネス科学研究科(企業法学専攻) 講師 (重要な兼職の状況) TMI総合法律事務所パートナー弁護士 株式会社ブロッコリー社外監査役	6,981株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 宮城寛映氏、水戸重之氏は、社外取締役候補者であります。
3. 宮城寛映氏、水戸重之氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立役員として届け出ており、再任および選任された場合引き続き独立役員となる予定です。
4. 社外取締役候補者選任理由、独立性および責任限定契約等について
- (1) 社外取締役候補者の選任理由および独立性について
- ① 宮城寛映氏につきましては、金融機関等経営者としての豊富な知識・経験等を生かしていただきたいため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
- ② 水戸重之氏につきましては、弁護士としての専門的な知識や経験を生かしていただきたいため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は現在当社の社外監査役であります。取締役選任された場合には本総会終結の時をもって当社監査役を辞任する予定であります。なお、監査役としての在任期間は、平成27年6月において、9年3カ月となります。
- (2) 当社は、社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、現行定款において、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。当社は宮城寛映氏との間で当該契約を締結しており、同氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。なお、水戸重之氏が選任された場合、当該契約を契約する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります。
- ・ 社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- (3) 在任中に不当な業務執行が行われた事実およびその事実の発生防止および発生後の対応について
- ① 宮城寛映氏、水戸重之氏は、当社連結子会社株式会社タカラトミーエンタメディアにおいて実態を伴わない取引と不適切な会計処理が行われていた事実が当期において判明するまで当該事実を認識しておりませんでした。日頃から法令遵守等の重要性について注意を喚起しておりました。また、当該事実が判明した後においては、再発防止策等について意見表明を行うとともに、その実施を監視するなど、適切に社外取締役および社外監査役としての職責を果たしております。

第4号議案 取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額および具体的な内容決定の件

現在の取締役の報酬等の額は、平成18年6月27日開催の当社第55回定時株主総会において、年額400百万円以内として、ご決議をいただいたものでありますが、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、取締役（社外取締役を除く）に対し、ストックオプションとしての新株予約権を、下記のとおり割り当てることとしたいと存じます。

つきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、従来の取締役の報酬等の額とは別枠として、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を、取締役（社外取締役を除く）について年額200百万円以内として設定したいと存じます。

本件ストックオプションは、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とする「株式報酬型ストックオプション」であり、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

なお、本議案をご承認いただいた場合、平成23年6月24日開催の当社第60回定時株主総会においてご承認いただいた、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額が時価を基準に決定される「通常型ストックオプション」としての新株予約権に関する報酬等は廃止いたします。

また、本件ストックオプションとしての新株予約権については、その割当てに際して公正価額を基準として定める払込金額の払込みに代えて、本議案によるストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等に基づく取締役（社外取締役を除く）の報酬債権をもって相殺する方法により払込みがなされることを予定しております。

現在の取締役は6名（うち社外取締役1名）であり、第3号議案のご承認が得られますと、取締役は6名（うち社外取締役は2名）となります。

記

当社の取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容および数の上限

①新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は100株とする。ただし、本議案の決議の日（以下「決議日」という）以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

また、上記のほか、決議日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的

な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。なお、決議日以降、当社が、当社普通株式の単元株式数変更（株式分割または株式併合を伴う場合を除く。以下、単元株式数変更の記載につき同じ）を行う場合には、当社は、当該単元株式数変更の効力発生日以降にその発行のための取締役会の決議が行われる新株予約権について、当該単元株式数変更の比率に応じて付与株式数を合理的に調整することができる。

②新株予約権の総数

取締役（社外取締役を除く）に対して割り当てる新株予約権の総数6,600個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の数の上限とする。ただし、当社普通株式の単元株式数変更に伴い付与株式数が調整された場合には、当社は、当該調整の比率に応じて新株予約権の総数を合理的に調整することができる。

③新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価額を基準として取締役会において定める額とする。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から30年以内の範囲で、取締役会において定める。

⑥譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。

⑦新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できるものとする。その他の新株予約権の行使の条件については、取締役会において定める。

（ご参考）

当社は、社外取締役のほか、非業務執行取締役等には、ストックオプションとしての新株予約権の割当てを行いません。

第5号議案 当社の執行役員および使用人ならびに当社子会社の取締役および使用人に対するストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社の執行役員および使用人ならびに当社子会社の取締役および使用人に対するストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

当社は、連結業績向上に対する貢献意欲や株主を重視した経営を一層推進すること等を目的として、当社の執行役員および使用人ならびに当社子会社の取締役および使用人に対して新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額が時価を基準に決定される、通常型ストックオプション制度を導入しております。

なお、当社は、平成25年より、通常型ストックオプションの行使価額の決定方法を変更し、新たに最低必達株価という条件を設定しました。具体的には、従来の行使価額の決定方法により算出した値が、この最低必達株価を下回っていた場合には、当該最低必達株価を行使価額とすることにしております。

最低必達株価は、当社が平成23年9月1日付で割り当てた第4回新株予約権および第5回新株予約権の行使価額と同価格の658円としております。

この最低必達株価設定の理由は、当社は現在も平成24年3月期（2011年度）と同等の実力を保有しているものと認識しており、平成24年3月期（2011年度）に割当てを行った上記各新株予約権の行使価額を上回ることが、通常型ストックオプションの付与対象者にその行使による利益を与えるうえでの最低限の条件と考えていること、および当社の連結業績向上や株主を重視した経営の実現への決意を表すことにございます。

また、当社の通常型ストックオプション制度においては、その客観的・中立的役割を踏まえ、監査役に対しては割当てを行わないこととしております。

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社は、連結業績向上に対する貢献意欲や株主を重視した経営を一層推進すること等を目的として、当社の執行役員および使用人ならびに当社子会社の取締役および使用人に対し、ストックオプションとしての新株予約権を無償で発行いたしたいと存じます。

2. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限、金銭の払込みの可否および内容

(1)その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記(3)に定める内容の新株予約権5,000個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数は、当社普通株式500,000株を上限とし、下記(3)①により付与株式数（以下に定義される）が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

(2)その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えの金銭の払込みは、これを要しないこととする。

(3)その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

①新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる）または割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。ただし、当該金額が最

低必達株価である658円を下回る場合は、行使価額を658円とする。行使価額は以下の調整に服する。

- i 割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

- ii 割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合にはその日、その他の場合は調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、上記の算式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

- iii さらに、上記 i および ii に定める場合のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当てまたは他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、かかる割当てまたは配当等の条件等を勘案のうえ、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

③新株予約権を行使することができる期間

割当日後2年を経過した日から平成31年9月30日まで

④新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数

は、これを切り上げる。

- ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 i 記載の資本金等増加限度額から上記 i に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

⑥新株予約権の取得条項

以下の i、ii、iii、iv または v の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または代表執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ii 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- iii 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- v 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑦組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」

という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- i 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記①に準じて決定する。
 - iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記②で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整して得られる再編後の行使価額に上記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - v 新株予約権を行使することができる期間
上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記④に準じて決定する。
 - vii 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - viii 新株予約権の取得条項
上記⑥に準じて決定する。
- ⑧新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

以 上

(提供書面)

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

(平成27年3月期におけるハイライト)

- ・ トイズユニオン株式会社および株式会社タツノコプロの株式譲渡による影響を除いた売上高は4四半期連続で前年を上回りました。
- ・ 新中期経営方針の一つ「ビジネスの構造改革」を進める重要な施策の一つとして、本社組織改革および国内機能子会社3社の合併の実施に加え、国内グループ会社の戦略を迅速に実現するために株式会社タカラトミーマーケティング（販売機能の強化）、株式会社タカラトミーエンタメディア（主に、売場開発および売場メンテナンス事業などを行う企業への業容変更）において、一部事業および機能の移管を発表いたしました。
- ・ TPGとの事業提携に一定の成果が得られたことから同社との資本・事業提携を解消するとともに、自己株式の取得および転換社債型新株予約権付社債の買入消却を実施いたしました。
- ・ 国内市場においては消費マインドが低下するとともに、小学生男児向け玩具の競争環境が大きく変化している中、「プリパラ」（事業開始から8カ月で会員登録数は会社想定を上回る120万人突破）、「アナと雪の女王」（ドレス20万着販売）、「WIXOSS」（深夜アニメとの連動により人気を博し会社想定の6倍の販売実績）、「トランスフォーマー」（平成26年夏に公開された映画が世界的にヒット）の販売が好調に推移し、競争環境の変化に対応したヒット商品を創出いたしました。
- ・ 北米地域では引き続き農耕車両玩具「John Deere」が高い人気を集めるとともに、ポケモン関連商品や哺乳瓶・カップなどのフィーディング商品の販売が好調に推移し、安定したビジネス基盤が確立しつつあります。一方、欧州地域では主要顧客が商品の在庫水準を引き下げたことに加え、競合他社との価格競争が激化したことにより、当社の出荷に影響が継続しました。
- ・ 前年度に比べて為替が円安に著しく下落したことなどから売上原価が増加しており、売上総利益が減少したことに加え、戦略的に広告宣伝費および研究開発費などを増加させたこともあり営業利益が減少いたしました。
- ・ 第1四半期決算において、特別損失として、子会社における営業用ファックスの民事訴訟の和解費用および不適切な会計処理に伴う損失などを計上しております。

<連結業績概要>

(単位:百万円)

	前期	当期	増減	増減率(%)
売上高	154,804	149,938	△4,865	△3.1
営業利益	3,335	2,466	△868	△26.0
経常利益	3,300	2,014	△1,285	△39.0
当期純利益又は 当期純損失(△)	232	△1,817	△2,050	—

(注) 過年度決算に関し、会計上の誤謬が判明したため、前期の連結業績概要については、当該誤謬の訂正後の数値を記載しております。

※(参考資料)トイズユニオン(株)および(株)タツノコプロを除いた連結業績概要 (単位:百万円)

	前期	当期	増減	増減率(%)
売上高	148,325	149,938	1,612	1.1
営業利益	3,210	2,466	△744	△23.2
経常利益	3,155	2,014	△1,140	△36.2
当期純利益又は 当期純損失(△)	105	△1,817	△1,922	—

(注) 過年度決算に関し、会計上の誤謬が判明したため、前期の連結業績概要については、当該誤謬の訂正後の数値を記載しております。

売上高は、149,938百万円(前年度比3.1%減)となりました。

主な減収要因は、中核の玩具事業の強化と経営効率化を図る戦略的プランの一環として、トイズユニオン株式会社および株式会社タツノコプロの株式を譲渡し、連結の範囲より除いたことによるものです(影響額 6,478百万円)。トイズユニオン株式会社および株式会社タツノコプロを除いた売上高は前年同期比1,612百万円増加し、4四半期連続で前年を上回りました。

営業利益は、2,466百万円(同26.0%減)となりました。

為替が円安に下落したことなどから売上原価が増加し、売上総利益が減少いたしました。一方、戦略的にマーケティングおよび新商品開発の強化を進めており、広告宣伝費および研究開発費を前年度比738百万円増加させたこともあり、営業利益が減少いたしました。

経常利益は、2,014百万円(同39.0%減)となりました。

主な減少要因は、営業外収益における為替差益が減少したことによるものです。

当期純損失は、1,817百万円(前年度当期純利益232百万円)となりました。

当社の米国連結子会社における民事訴訟の和解費用1,170百万円および株式会社タカラトミーエンタメディアの不適切な会計処理に伴う不正関連損失214百万円など特別損失1,852百万円を計上いたしました。また、法人税等合計は税金等調整前当期純利益の減少などにより前年度比319百万円減少いたしました。

<セグメント別業績の概況>

(単位:百万円)

	前期	当期	増減	増減率(%)
売上高	154,804	149,938	△4,865	△3.1
日本	107,777	102,808	△4,969	△4.6
北米・欧州・オセアニア	42,127	41,843	△284	△0.7
アジア	49,500	53,850	4,349	8.8
消去又は全社	△44,601	△48,563	△3,961	－
営業利益又は営業損失(△)	3,335	2,466	△868	△26.0
日本	7,355	6,402	△953	△13.0
北米・欧州・オセアニア	△723	△610	112	－
アジア	526	2,063	1,537	292.1
消去又は全社	△3,822	△5,387	△1,565	－

(注) 過年度決算に関し、会計上の誤謬が判明したため、前期のセグメント別業績の概況については、当該誤謬の訂正後の数値を記載しております。

<日本>

国内市場におきましては、消費税の増税などによる消費マインドの低下や、小学生男児向け玩具の競争環境が大きく変化したものの、アミューズメントマシン「プリパラ」(事業開始から8カ月で会員登録数は会社想定を上回る120万人突破)および「アナと雪の女王」(ドレス20万着販売)関連商品などの女児向け商品や、トレーディングカードゲーム「WIXOSS」(深夜アニメとの連動により人気を博し会社想定6倍の販売実績)や次世代エンターテインメントロボット「Omnibot」シリーズなどのハイターゲット向け商品が人気を集め、ヒット商品を創出するとともに、「トミカ」「プラレール」「リカちゃん」の定番商品も堅調に推移いたしました。さらに、海外向け輸出の「トランスフォーマー」(平成26年夏に公開された映画が世界的にヒット)関連商品が順調な販売となりました。一方、競争環境の変化による影響を受け、トレーディングカードゲーム「デュエル・マスターズ」などの販売が減少しました。売上高は102,808百万円(前年度比4.6%減)となりましたが、主な要因は、前述のとおりトイズユニオン株式会社および株式会社タツノコプロの株式譲渡に伴う影響額6,478百万円によるものです。利益面では、仕入原価などの上昇に伴う売上総利益の減少に加え、広告宣伝費および研究開発費を戦略的に増加させており、営業利益6,402百万円(同13.0%減)となりました。

<北米・欧州・オセアニア>

TOMY Internationalグループにおきましては、新たにポーランド支店やロシアに現地法人を開設するとともに、それぞれの国と地域における玩具代理店との取引強化による販路拡大を図りました。北米地域におきましてはポケモン関連商品や哺乳瓶・カップなどのフィーディング商品の販売が好調に推移するとともに、農耕車両玩具「John Deere」が継続して人気を集め、安定したビジネス基盤が確立しつつあります。一方、欧州地域におきましては主要顧客が商品の在庫水準を引き下げたことに加え、競合他社との価格競争が激化したことにより商品出荷が低調に推移し、売上高は41,843百万円(前年度比0.7%減)となりました。利益面では、値引き販売などにより原価率が悪化したものの、販売費及び一般管理費を圧縮したことで、営業損失610百万円(前年度営業損失723百万円)となりました。

<アジア>

ASEAN諸国におきましては、国や地域の購買水準に対応し、現地の子どもたちの嗜好を反映した新商品開発を進めております。シンガポールにおきましては、リールとロッドで操作する男児向け玩具「テイルバトラー」の発売を開始し人気を博しました。また、バトルロボット玩具「ブラストファイター」はインドネシアなどアジア9カ国での販売を開始いたしました。売上高は、生産子会社のTOMY(Hong Kong) Ltd.での日本国内向け出荷が堅調に推移し53,850百万円(前年度比8.8%増)となりました。営業利益は、中国事業からの一部撤退による販売費および一般管理費が減少したことなどから2,063百万円(同292.1%増)となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は72億円であります。

その主なものは、金型の取得に35億円、アミューズメント機器の取得に24億円投資しております。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、転換社債型新株予約権付社債の買入資金および自己株式取得資金として、金融機関より長期借入金170億円の調達を行いました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第 61 期 平成24年 3 月期	第 62 期 平成25年 3 月期	第 63 期 平成26年 3 月期	第 64 期 平成27年 3 月期
売 上 高(百万円)	187,265	178,745	154,804	149,938
経 常 利 益(百万円)	9,823	2,622	3,300	2,014
当 期 純 利 益 又は当期純損失(△)(百万円)	3,679	△7,173	232	△1,817
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	39円09銭	△76円21銭	2円47銭	△19円91銭
総 資 産 (百万円)	156,654	152,732	156,467	159,638
純 資 産 (百万円)	51,805	49,692	50,907	49,650

(注) 過年度決算に関し、会計上の誤謬が判明したため、第62期から第63期までの企業集団の財産および損益の状況については、当該誤謬の訂正後の数値を記載しております。

(9) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社タカラトミーアーツ	100百万円	100.0%	カプセル玩具、玩具雑貨、アミューズメント機器等の企画製造販売
株式会社トミーテック	100百万円	100.0	鉄道模型等の企画製造販売
株式会社タカラトミーマーケティング	100百万円	100.0	玩具等の卸販売・ロジスティクス
株式会社キデイルランド	100百万円	92.0	玩具雑貨等の販売
TOMY Holdings, Inc.	1米ドル	100.0	乳幼児製品、玩具等の企画製造販売
TOMY International, Inc.	—	100.0	乳幼児製品、玩具等の企画製造販売
TOMY (Hong Kong) Ltd.	10千香港ドル	100.0	玩具等の製造

(注) 上記7社は、売上高、総資産、当社の議決権比率等を参考に選定いたしました。

(10) 対処すべき課題

当社グループは、企業理念である「すべてのステークホルダーの夢の実現」に向けて、中核の玩具事業の強化をさらに進め強固な経営基盤を築くとともに、海外展開を推進し真のグローバル企業への変革を図ってまいります。また、平成26年5月16日に平成29年（2017年）3月期までの「新中期経営方針」において、

- 1.意識改革
- 2.商品改革
- 3.ビジネスの構造改革

の3つの改革を掲げ、成長に向けた大きな改革に取り組んでおります。

当社グループの中長期の重点課題とその対応策等は次のとおりであります。

①中核玩具事業の強化

「トミカ」、「プラレール」、「リカちゃん」など当社グループが育ててきた数々の自社ブランドの強化を図るとともに、世界に通用するコンテンツの育成・開発を進めてまいります。また、時代とともに進化する遊びに対応するため、これまでのアナログ玩具にデジタルの要素を加えた「おもちゃ4.0」を推進するとともに、これまで商品展開していない玩具市場<White Space>へのビジネス展開を進めてまいります。また、eコマースやコンビニエンスストアなど玩具と消費者の接点を拡大すべく従来の流通に加え、新規の販路開拓を一層進めるとともに、それぞれの市場や売り場に合った商品開発、マーケティング戦略を進めてまいります。さらに、固定費圧縮により損益分岐点比率を低減させ、収益基盤の強化を図ってまいります。生産調達部門では、中国偏重の生産体制からベトナムなどへの生産シフトを進め、コスト競争力の強化および商品の安全性と品質管理の徹底を進めてまいります。

②グローバル展開の加速

欧米市場におきましては、TOMY Internationalグループを基軸に玩具・ベビー事業の強化を進めるとともに、最適な経営体制の構築やタイムリーな資本投下を行い、安定的なビジネス基盤を構築するとともに成長戦略を推進してまいります。アジア地域におきましては現地の文化や購買水準に合わせた新商品の開発、マーケティングを行うなど、ビジネスの戦略的実験を通じて既存事業の効率化と次世代事業育成に取り組むとともに、ASEAN諸国での玩具販売の拡大を図り、成長市場での事業拡大を図ってまいります。

③玩具周辺事業の拡大

日本およびアジア地域を中心に、当社グループの総合力を最大限発揮し、玩具を中心にブランドやキャラクターを活かした玩具周辺事業を拡大させてまいります。

④財務基盤の強化

グローバル競争での勝ち残り戦略実現のため、買収により増加した有利子負債の圧縮、内部留保蓄積による自己資本の拡充、リスクマネジメントの徹底を含む財務戦略を強力に推進し、リスクに耐えうる強固な財務基盤を構築してまいります。

⑤新たな企業風土の醸成と人財育成

時代のニーズを先取りする創造性と遊び心に富んだ人財や次世代を担うグローバル人財の採用・育成・最適配置・評価により、「真のグローバル企業」に相応しい企業風土の醸成を図ってまいります。

⑥内部統制強化とCSR推進

内部統制システムの継続的な改善を行い、コーポレートガバナンス強化、コンプライアンスの徹底を図るとともに、資源の有効活用と地球環境への配慮に留意しつつ、「おもちゃ企業」らしいCSR活動を推進してまいります。

(11) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

事業	事業内容
玩具事業	玩具、トレーディングカードゲーム、ホビー、生活遊具、乳幼児製品等
玩具周辺事業	カプセル玩具、アミューズメント機器、玩具菓子等

(12) 主要な営業所および工場（平成27年3月31日現在）

当 社	所在地
本 社	東京都葛飾区
青戸オフィス	東京都葛飾区
香港支店	中国香港チムサチュイ地区
子 会 社	所 在 地
株式会社タカラトミーアーツ	東京都葛飾区
株式会社トミーテック	栃木県下都賀郡
株式会社タカラトミーマーケティング	東京都中央区
株式会社キディランド	東京都台東区
TOMY Holdings, Inc.	米国イリノイ州オークブルック市
TOMY International, Inc.	米国アイオワ州ダイアースビル市
TOMY (Hong Kong) Ltd.	中国香港カオルンベイ

(13) 使用人の状況（平成27年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

地 域 セ グ メ ン ト	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
日本	1,009名 (1,577名)	33名減 (120名増)
北米・欧州・オセアニア	369名 (141名)	29名増 (11名減)
アジア	629名 (32名)	33名増 (9名増)
報告セグメント計	2,007名 (1,750名)	29名増 (118名増)
全社（共通）	79名 (5名)	1名増 (1名増)
合計	2,086名 (1,755名)	30名増 (119名増)

（注）1. 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 全社（共通）として、記載されている使用人数は、管理部門に所属しているものです。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
490 (9) 名	4名増 (－)	40.4歳	9年9ヵ月

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(14) 主要な借入先の状況 (平成27年3月31日現在)

借入先	借入残高 (百万円)
株式会社三井住友銀行	26,649
株式会社みずほ銀行	21,778
株式会社三菱東京UFJ銀行	7,334

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

平成25年3月期において、当社の米国連結子会社TOMY international, Inc.に対して、特定の顧客に送信された当該子会社取扱商品に対する営業用ファックスにつきまして、損害賠償を求める民事訴訟が提起されておりましたが、訴訟の経過、事案の内容、訴訟を継続した場合の訴訟費用を含めた損失額等を総合的に勘案した結果、和解により早期に本訴訟の解決を図ることが最善の策であると判断いたしました。その結果、平成26年8月に訴訟当事者間での和解契約に合意し、平成27年3月に裁判所の本承認まで至り、正式に和解が成立いたしました。

また、平成26年6月、当社連結子会社株式会社タカラトミーエンタメディアが、取引先会社代理人より、いわゆる架空循環取引を行っていた旨の通知を受け、当社は事実関係の調査を行うこととし、社内調査委員会による調査を開始しました。調査の結果、前渡金取引の相当部分がサービス・商品等の実態を伴わない取引であり、適切な会計処理が行われていないことが判明いたしました。

当社は社内調査委員会による「調査報告書」の内容を真摯に受け止め、再発防止策の提言を実施しております。

社内調査委員会が提言した再発防止策の概要は次のとおりです。

- ①コンプライアンス意識の徹底
- ②グループ会社管理体制の強化
- ③内部通報制度の更なる周知
- ④人事ローテーションの導入等

当社の過去に提出いたしました有価証券報告書に記載されております不適切な会計処理を訂正し、有価証券報告書の訂正報告書を平成26年8月8日に提出しました。

株主の皆様にはご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

2. 会社の株式に関する事項(平成27年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 384,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 96,290,850株
 (3) 株主数 86,816名
 (4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
丸の内キャピタル第一号投資事業有限責任組合	10,271,800株	12.10%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,808,100	5.67
有限会社トミーインシュアランス	4,619,952	5.44
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,102,200	4.83
司 不 動 産 株 式 会 社	2,945,360	3.47
富 山 幹 太 郎	2,746,886	3.24
富 山 章 江	1,483,101	1.75
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223 (常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部)	1,285,672	1.52
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分・株式会社三井住友銀行退職給付信託口)	900,000	1.06
ノーザン トラスト カンパニー エイブイエフシー リ エグゼンプト ユーケー ペンション ファンズ (常任代理人香港上海銀行東京支店カストディ業務部)	853,100	1.01

- (注) 1. 当社は、自己株式を11,434,356株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5)その他株式に関する重要な事項

当社は、平成26年12月3日開催の取締役会決議に基づき、当社普通株式9,400,000株を取得いたしました。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況(平成27年3月31日現在)

①平成21年8月4日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の払込金額

無償

- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 81,600円(1株当たり 816円)

- ・新株予約権を行使することができる期間

平成23年8月1日から平成27年6月30日まで

上記行使期間での行使可能な新株予約権の割合の限度数は以下のとおりであります。

1. 平成25年6月30日まで50%
2. 平成27年6月30日まで100%

- ・新株予約権の行使の条件

新株予約権者が、当社・子会社・関連会社の役員または従業員の地位を喪失した場合、当該新株予約権は当社に返還されたものとみなします。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が特別に認めた場合はこの限りではありません。

その他の条件については当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。

- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	576個	57,600株	3名
社外取締役	120	12,000	1
監査役	336	33,600	5

②平成22年11月2日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の払込金額

無償

- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 67,600円（1株当たり 676円）

- ・新株予約権を行使することができる期間

平成24年12月2日から平成28年6月30日まで

上記行使期間での行使可能な新株予約権の割合の限度数は以下のとおりであります。

1. 平成26年6月30日まで50%
2. 平成28年6月30日まで100%

- ・新株予約権の行使の条件

①平成21年8月4日開催の取締役会決議による新株予約権と同じです。

- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	265個	26,000株	3名
社外取締役	60	6,000	1
監査役	140	14,000	5

③平成23年8月10日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の払込金額

無償

- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 65,800円（1株当たり 658円）

- ・新株予約権を行使することができる期間

平成25年9月2日から平成29年6月30日まで

上記行使期間での行使可能な新株予約権の割合の限度数は以下のとおりであります。

1. 平成27年6月30日まで50%
2. 平成29年6月30日まで100%

- ・新株予約権の行使の条件

①平成21年8月4日開催の取締役会決議による新株予約権と同じです。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	1,610個	161,000株	3名
社外取締役	80	8,000	1
監査役	170	17,000	5

④平成24年8月9日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の払込金額

無償

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 49,000円（1株当たり 490円）

・新株予約権を行使することができる期間

平成26年9月2日から平成30年6月30日まで

上記行使期間での行使可能な新株予約権の割合の限度数は以下のとおりであります。

1. 平成28年6月30日まで50%

2. 平成30年6月30日まで100%

・新株予約権の行使の条件

①平成21年8月4日開催の取締役会決議による新株予約権と同じです。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	1,150個	115,000株	3名
社外取締役	160	16,000	2
監査役	155	15,500	5

⑤平成25年8月8日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の払込金額

無償

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 65,800円（1株当たり 658円）

・新株予約権を行使することができる期間

平成27年9月2日から平成29年6月30日まで

上記行使期間での行使可能な新株予約権の割合の限度数は以下のとおりであります。

1. 平成28年6月30日まで50%
 2. 平成29年6月30日まで100%
- ・新株予約権の行使の条件
 - ①平成21年8月4日開催の取締役会決議による新株予約権と同じです。
 - ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	1,550個	155,500株	3名
社外取締役	0	0	0
監査役	0	0	0

⑥平成26年11月13日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の払込金額
無償
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 65,800円 (1株当たり 658円)
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成28年12月2日から平成30年6月30日まで
上記行使期間での行使可能な新株予約権の割合の限度数は以下のとおりであります。
 1. 平成29年6月30日まで50%
 2. 平成30年6月30日まで100%
- ・新株予約権の行使の条件
 - ①平成21年8月4日開催の取締役会決議による新株予約権と同じです。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	5,000個	500,000株	4名
社外取締役	0	0	0
監査役	0	0	0

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

①平成26年11月13日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の払込金額

無償

- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 65,800円（1株当たり 658円）

- ・新株予約権を行使することができる期間

平成28年12月2日から平成30年6月30日まで

上記行使期間での行使可能な新株予約権の割合の限度数は以下のとおりであります。

1. 平成29年6月30日まで50%
2. 平成30年6月30日まで100%

- ・新株予約権の行使の条件

新株予約権者が、当社・子会社・関連会社の役員または従業員の地位を喪失した場合、当該新株予約権は当社に返還されたものとみなします。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が特別に認めた場合はこの限りではありません。

その他の条件については当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。

- ・当社使用人等への交付状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	交付者数
当 社 使 用 人	3,940個	394,000株	53名
子会社の役員及び使用人	2,925	292,500	44

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（平成27年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	富 山 幹 太 郎	CEO
代表取締役副社長	ハロルド・ジョージ・メイ	COO 海外事業統括本部長
取締役常務執行役員	小 島 一 洋	CFO 連結管理本部長
取締役常務執行役員	鴻 巣 崇	国内事業統括本部長
取締役	奥 秋 四 良	株式会社キデイランド取締役会長
取締役	宮 城 覚 映	
取締役	山 本 崇 史	丸の内キャピタル株式会社シニアディレクター
取締役	玉 川 洋 一	丸の内キャピタル株式会社執行役員 株式会社ジョイフル本田社外取締役
常勤監査役	野 沢 武 一	
監査役	梅 田 常 和	公認会計士梅田会計事務所所長 株式会社エイチ・アイ・エス社外監査役 株式会社ハーバー研究所社外監査役 澤田ホールディングス株式会社社外監査役 スズデン株式会社社外取締役
監査役	野 上 順	野上順税理士事務所所長
監査役	水 戸 重 之	TMI総合法律事務所パートナー弁護士 株式会社ブロッコリー社外監査役
監査役	吉 成 外 史	あかつき総合法律事務所所長 株式会社フーマイスターエレクトロニクス社外監査役

- (注) 1. 平成26年6月26日開催の第63回定時株主総会において、ハロルド・ジョージ・メイ氏、鴻巣崇氏は、取締役役に新たに選任され就任いたしました。
2. 取締役宮城覚映氏、取締役山本崇史氏、取締役玉川洋一氏は、社外取締役であります。
3. 監査役梅田常和氏、監査役野上順氏、監査役水戸重之氏、監査役吉成外史氏は、社外監査役であります。
4. 常勤監査役野沢武一氏、監査役梅田常和氏、監査役野上順氏は、以下のとおり財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役野沢武一氏は、株式会社タカラ（現株式会社タカラトミー）の取締役管理本部長兼財務部長として平成11年6月から平成13年6月まで、通算2年にわたり決算手続ならびに財務諸表の作成等に従事し、税理士の資格を有しております。
 - ・監査役梅田常和氏は、公認会計士の資格を有しております。
 - ・監査役野上順氏は、税理士の資格を有しております。

5. 当事業年度中に辞任した取締役

氏 名	辞任日	辞任時の地位・担当および重要な兼職の状況
石 田 昭 夫	平成26年12月10日	社外取締役 株式会社ジョイント・コーポレーション代表 取締役社長
津 坂 純	平成26年12月10日	社外取締役 T P Gキャピタル株式会社代表取締役

6. 当社は取締役宮城寛映氏、監査役梅田常和氏、監査役野上順氏、監査役水戸重之氏、監査役吉成外史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 当社の取締役および監査役の報酬等の額

区 分	定額報酬		ストック オプション		賞与金		計
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額	
取 締 役 (うち社外取締役)	8 (1)	110 (7)	9 (3)	13 (0)	—	—	123 (8)
監 査 役 (うち社外監査役)	5 (4)	50 (35)	5 (4)	0 (0)	—	—	51 (35)
計	13	161	14	13	—	—	175

- (注) 1. 上記の取締役支給人数には、当事業年度中に退任した取締役3名（うち社外取締役1名）を含んでおります。
2. 平成27年3月31日現在の取締役は8名、監査役は5名であります。上記の取締役の支給人数と相違しておりますのは、無報酬取締役が含まれているためであります。
3. 当事業年度において取締役4名（うち社外取締役2名）が退任しております。
4. 株主総会の決議（平成18年6月27日開催第55回定時株主総会）による取締役報酬額（定額報酬）は年額400百万円以内、また監査役報酬額（定額報酬）は年額70百万円以内であります。
5. 株主総会の決議（平成19年6月26日開催第56回定時株主総会および平成23年6月24日開催第60回定時株主総会）によるストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額の上限は、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年において、取締役は年額200百万円、監査役は年額15百万円であります。
6. 上記のほか、当事業年度において取締役および社外監査役が、役員を兼任する子会社から、役員として受けた報酬等の総額は以下のとおりであります。
- 取締役 1名 20百万円
社外監査役 1名 3百万円

(3) 社外役員に関する事項

- ①他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- 平成26年12月10日付で辞任しました取締役石田昭夫氏は、辞任時は株式会社ジョイント・コーポレーションの代表取締役社長を兼務しておりました。同社はT P Gキャピタル株式会社の投資先企業であります。当社は、米国の大手プライベート・エクイティ投資会社であるT P G（本社：米国サンフランシスコ）と、戦略的資本・事業提携をしておりましたが、一定の成果が得られたことから、平成26年12月3日付で本提携を解消いたしました。
- 平成26年12月10日付で辞任しました取締役津坂純氏は、辞任時はT P Gキャピタル株式会社の代表取締役を兼務しておりました。

- ・取締役山本崇史氏は、丸の内キャピタル株式会社のシニアディレクターを兼務しております。当社は同社との間で戦略的資本・業務提携しております。同社は当社発行済株式総数の10.67%を保有する主要株主であります。
- ・取締役玉川洋一氏は、丸の内キャピタル株式会社の執行役員を兼務しております。
- ・監査役梅田常和氏は、公認会計士梅田会計事務所所長であります。当社と同事務所との間には特別な関係はありません。
- ・監査役野上順氏は、野上順税理士事務所所長であります。当社と同事務所との間には特別な関係はありません。
- ・監査役水戸重之氏は、TMI総合法律事務所パートナー弁護士であります。当社と同事務所との間には弁護士報酬の取引関係があります。
- ・監査役吉成外史氏は、あかつき総合法律事務所所長であります。当社と同事務所との間には特別な関係はありません。

②他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役玉川洋一氏は、株式会社ジョイフル本田の社外取締役であります。当社と兼任先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役梅田常和氏は、株式会社エイチ・アイ・エス、株式会社ハーバー研究所、澤田ホールディングス株式会社の社外監査役であり、スズデン株式会社の社外取締役であります。当社と兼任先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役水戸重之氏は、株式会社ブロッコリーの社外監査役であります。当社と兼任先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役吉成外史氏は、株式会社フーマイスターエレクトロニクスの社外監査役であります。当社と兼任先との間には特別な関係はありません。

③会社または会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係について該当事項はありません。

④当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会（28回開催）		監査役会（14回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役石田昭夫	13回	59%	－	－
取締役宮城覚映	28	100	－	－
取締役山本崇史	20	71	－	－
取締役津坂純	7	32	－	－
取締役玉川洋一	20	71	－	－
監査役梅田常和	25	89	13回	93%
監査役野上順	28	100	14	100
監査役水戸重之	21	75	11	78
監査役吉成外史	28	100	14	100

- (注) 1. 取締役石田昭夫氏、取締役津坂純氏は平成26年12月10日付で辞任しており、取締役会の出席率は辞任までの開催回数(22回)で計算しており、欠席回数のうち7回は利益相反回避の観点から欠席いたしております。
2. 取締役山本崇史氏、取締役玉川洋氏は欠席回数のうち7回は利益相反回避の観点から欠席いたしております。

b. 取締役会および監査役会における発言状況

- ・ 取締役石田昭夫氏は、企業経営に関する豊富な知識や経験を生かした観点から建設的な発言を行っております。
- ・ 取締役宮城覚映氏は、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、これまでの経験を生かして経営に関する発言および助言を積極的に行っております。
- ・ 取締役山本崇史氏は、国内投資ファンドのシニアディレクターとしての豊富な知識や経験を生かした観点から建設的な発言を行っております。
- ・ 取締役津坂純氏は、主に国際経験豊富なプライベート・エグジティ投資会社の代表者の観点から建設的な発言を行っております。
- ・ 取締役玉川洋氏は、国内投資ファンドの執行役員としての豊富な知識や経験を生かした観点から建設的な発言を行っております。
- ・ 監査役梅田常和氏は、主に公認会計士としての専門的見地から、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を積極的に行っております。
- ・ 監査役野上順氏は、主に税理士としての専門的見地から、議案審議等に必要な建設的な発言を行っております。
- ・ 監査役水戸重之氏は、主に知的財産が専門の弁護士として業務提携等について、積極的発言を行っております。
- ・ 監査役吉成外史氏は、主に弁護士としての会社法的視点から意思決定の妥当性・適正性を確保するための積極的発言を行っております。
- ・ 前記1.(15)「その他企業集団の現況に関する重要な事項」に記載しております当社連結子会社株式会社タカトミーエンタメディアにおいて実態を伴わない取引と不適切な会計処理が行われていた事実が当期において判明するまで当該事実を認識しておりませんでした。日頃から法令遵守等の重要性について注意を喚起しておりました。また、当該事実が判明した後においては、再発防止策等について意見表明を行うとともに、その実施を監視するなど、適切に社外取締役および社外監査役としての職責を果たしております。

⑤責任限定契約の内容の概要

当社と社外役員各氏と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度の額は法令が定める額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	110百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	110

(注) 1. 会社法監査および金融商品取引法監査等に明確に区分できないため、当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはその合計額を記載しております。なお、上記の報酬等の金額には、過年度決算訂正に係る監査業務に対する報酬20百万円が含まれております。

2. 当社の重要な子会社のうち、TOMY Holdings, Inc.、TOMY International, Inc.、TOMY (Hong Kong) Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が日本における監査の基準に照らして適格性および信頼性において問題があると判断したときは、会社法第344条の規定により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に付議いたします。

なお、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、監査役全員の合意により、会計監査人を解任する方針です。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は30百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、ステークホルダーの信頼に応え、持続的企業価値向上と透明性の高い健全な経営を実現することを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、コーポレートガバナンスの充実と内部統制システムの継続的改善に努めております。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ①「タカラトミーグループ行動基準」を制定し、全役職員が法令遵守はもとより、誠実かつ公正な企業行動を通じて社会的な責任を果たしていくことを明確にするとともに、全役職員に周知徹底させております。
- ②コンプライアンス体制およびリスク管理体制の充実、徹底を図るため、代表取締役を委員長とし社外取締役・監査役などで構成される「リスク／コンプライアンス委員会」を設置して、リスク／コンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果を取締役会に報告する体制を採っております。
- ③代表取締役の直轄組織である「内部統制・監査部」が、当社およびグループのコンプライアンスの状況を監査し、随時、代表取締役および監査役会に報告しております。
- ④社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当要求等には毅然とした態度で組織的に対応いたします。
- ⑤取締役会は、当社株式の大規模買付行為等の有事に際し、社外取締役・社外監査役で構成される「特別委員会」を設置し、同委員会が行う買付内容の評価・検討、買付者に対する対抗措置発動の要否等を含む勧告を最大限尊重して、対応方針を決定するものとしております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

- ①取締役の職務執行に係る情報については、社内規程に従い、文書または電磁的媒体に記録し、保存しております。
- ②情報の管理に関しては、「情報セキュリティ基本規程」を定め、個人情報を含む情報資産を確実に保護するための対策を講じております。
- ③ディスクロージャー体制の強化により、迅速な情報開示と経営の透明性の更なる追求を図っております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①「リスク／コンプライアンス委員会」および「内部統制・監査部」により、内部統制と一体化した全社的なリスク管理体制を構築しております。
- ②不測の事態が発生した場合には、速やかに「危機管理対策本部」を設置し、迅速かつ適正な対応を行い、損失・被害を最小限に止めるとともに、再発防止対策を講じるものいたします。
- ③環境および製品の安全性に関しては、専任組織として設置された「社長室環境課」および「安全品質統括部」を中心に、環境問題および安心できる優良な商品を提供するプロセスの強化に取り組んでおります。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①毎月1回の定例「取締役会」および適宜臨時取締役会を開催し、グループ全体の基本方針・戦略の策定、重要業務の執行に関する決定および業務執行の監督等を行っております。

- ②グループの業務運営管理を円滑かつ効率的に行うため各統括本部ごとに「統括本部会議」を設置して、原則、月1回以上開催し、経営の全般的執行に関する意思決定を機動的に行っております。各「統括本部会議」の決定事項は、「取締役会」に必要な応じて報告されております。
 - ③代表取締役の諮問機関として、社外取締役・監査役などで構成される「アドバイザリー・コミティー」を設置して、当社およびグループの業務執行の有効性、財務の信頼性等に関する幅広い助言を求めています。
 - ④取締役会の諮問機関として、社外取締役などで構成される「投資委員会」を設置して、当社およびグループの重要な投資案件に関する評価・助言等を求めています。
 - ⑤代表取締役の諮問機関として、社外取締役・社外監査役などで構成される「報酬委員会」を設置して、各取締役の報酬額等の内容に係る方針につき提言・助言を求めています。
 - ⑥「執行役員制」導入による権限委譲等により、取締役会の方針・戦略・監督のもと、各グループおよび各担当部門における業務執行の迅速化・効率化を図っております。
 - ⑦「中期経営計画」を策定し、中期的な基本戦略、経営目標を明確化するとともに、各年度毎の「利益計画」に基づき、目標達成のための具体的な諸施策を実行しております。
- (5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ①主要なグループの非常勤取締役または非常勤監査役に、原則として当社役員または使用人が1名以上就任し、各社の業務執行の適正性を監視・監督しつつ、グループ全体でのリスク管理およびコンプライアンス体制強化を図っております。
 - ②グループ管理体制については、グループ管理の担当部署を置き、社内規程に基づき、各グループの特性、状況に応じて必要な管理・指導を行っております。
 - ③コンプライアンス・リスク管理・情報管理等に関しては、グループ共通の関連諸規程を整備するとともに、「リスク／コンプライアンス委員会」および「内部統制・監査部」が中心となって、グループ全体のコンプライアンス意識の醸成、全社的視点からのリスクマネジメント体制の確立を図っております。
 - ④各グループは、毎月1回定例で開催される「グループ月次報告会」にて利益計画の進捗等の報告を行っております。
- (6) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ①財務報告に係る信頼性を確保するため、関連諸規程の整備や金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適正な提出のために必要な内部統制システムを構築しております。
 - ②内部統制システムが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法および関係法令等との適合性を確保しております。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ①監査役会が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとしております。

- ②監査役会の職務を補助する使用人の任命・異動等人事に関する事項については、事前に監査役の同意を得たうえで行うものとし、監査役の指揮命令のもと業務を行い、当該使用人の取締役からの独立性を確保いたします。
- (8) 取締役・使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- ①当社およびグループの取締役および使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、速やかに監査役会に報告するものとしています。
- ②監査役は、定例重要会議への出席または不定期の会議等において、経営の状態、事業遂行の状況、財務の状況、内部監査の実施状況、リスク管理およびコンプライアンスの状況等の報告を受けるものとしております。
- (9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 監査役への報告を行った当社およびグループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社およびグループの役職員に対して周知徹底しております。
- (10) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役の職務の執行について生ずる費用等については、事業年度ごとに一定額の予算を設けております。また、監査役は、職務の執行に必要な費用を、会社に請求することができ、会社は当該請求に基づき支払いを行っております。また、監査役は、必要に応じて、会計監査人・弁護士に相談をすることができ、その費用は会社が負担するものとしております。
- (11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ①監査役は、重要な意思決定および業務の執行状況を把握するために、取締役会など重要な会議に出席するとともに、議事録、稟議書その他重要な業務執行に関する文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができる体制を採っております。
- ②監査役(会)は、会計監査人および内部統制・監査部ならびにグループの監査部門と監査上の重要課題等について意見・情報交換をし、互いに連携してグループ内部統制状況を監視しております。
- (注)「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)および「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年5月12日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定しており、上記の基本方針は当該改正がなされた後のものです。
- なお、改定内容は、当社グループの業務の適正を確保するための体制および監査に関する体制について当社グループの現状に即した見直しおよび法令の改正に合わせて具体的かつ明確な表現への変更をしたものであります。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、「われらの優良な商品で世界の市場をにぎわせよう」、「誠意と努力は他を益し自己の幸福の基となる」を創業理念として掲げ、創業以来、「製品の安全品質」はもちろん「遊びの品質」においてもより優良なものを子供たちに提供し、「健全な子供文化の育成」に努めてまいりました。おかげさまでお客様の多大な信頼を受け、プラレール、トミカ、リカちゃん、チョロQなど多数の商品が世代間を越えたロングセラー商品として当社の貴重な財産となっております。当社の創業理念は、会社の根幹を成すものであり、当社のみならず当社グループにおいて脈々と引き継がれております。創業理念の実現に向かって進むべき羅針盤として、次の企業理念を定めました。

「すべての『夢』の実現のために
こどもたちの『夢』の実現のために
わたしたちの『夢』の実現のために
株主の『夢』の実現のために
パートナーの『夢』の実現のために
社会の『夢』の実現のために
わたしたちは新しい遊びの価値を創造します。」

「すべての『夢』の実現のため」に向けた当社グループの行動が、将来に向かって当社の企業価値を最大化するものであり、それが、株主価値の最大化に繋がるものであると考えております。当社グループでは、今後も新しい遊びの価値の創造や製品品質の向上を図り、将来を担う子供たちのために「健全な子供文化の育成」を当社の使命として真摯に受け止め、その実践により「タカラトミー」ブランド価値の更なる向上を推進しております。「タカラトミー」ブランドを光り輝かせるブランド価値経営は、すべてのステークホルダーの方々の「夢」の実現を可能にするものであると確信しております。

そのため、当社株式を大量に買い付ける提案を受けた場合には、その買付けが、ステークホルダーの方々の共感を得て脈々と引き継がれてきた当社の創業理念や企業理念、当社および当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を適切・的確に判断するために当該買付者の提案する事業計画の内容とその実現可能性・適法性、当社のステークホルダーに与える影響、当社および当社グループの企業価値に及ぼす影響、更には、当社の将来計画への影響を十分に把握して判断する必要があります。

当社取締役会は、上記要素を鑑みて、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に資さない当社株式の大規模な取得行為や買収提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、上記(1)記載の「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「基本方針」といいます）の実現のため、以下の取組みを行ってまいります。

①中長期的な会社の経営戦略による企業価値の向上の取組み

当社グループは、持続的な成長と収益力の向上を実現するため、以下の中長期的な会社の経営戦略を推進しております。

- イ. 中核玩具事業の強化
- ロ. グローバル展開の加速
- ハ. 玩具周辺事業の拡大
- ニ. 財務基盤の強化
- ホ. 新たな企業風土の醸成と人財育成
- ヘ. 内部統制強化とCSR推進

②「コーポレートガバナンス（企業統治）の強化」による企業価値向上への取組み

当社では、ステークホルダーの信頼に応え、持続的な企業価値向上と透明性の高い健全な経営を実現することを経営の最重要課題のひとつとして位置づけ、経営の効率化を図りつつ経営チェック機能の充実、内部統制環境の整備、リスク管理ならびにコンプライアンス体制の強化等、コーポレートガバナンスの充実に向け取り組んでいます。

当社では、「取締役会」をグループ全体の方針・戦略の策定、重要業務の執行に関する決定および業務執行の監督を行う機関として位置づけ、取締役8名のうち3名（平成27年5月25日以降は取締役6名のうち1名）は社外取締役とし、監査役5名のうち4名は社外監査役として、意思決定の透明性を図るとともに、「執行役員制度」を導入し経営の迅速性・効率化を図っております。また、当社では各統括本部ごとに「統括本部会議」を原則月1回以上開催し、経営全般の執行に関する意思決定を機動的に行うとともに、「リスク／コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制ならびにリスク管理体制の充実、徹底を図っております。さらに、代表取締役の諮問機関として「アドバイザー・コミッティー」を設置し、業務執行の有効性、財務の信頼性等に関する幅広い助言を求めています。また、当社では、原則月1回「監査役会」を開催し、取締役の業務執行の監査に必要な重要事項の協議・決定を行っております。さらに、監査役は定例重要会議や不定期の会議等に出席し、経営の状態、事業遂行の状況、財務の状況、内部監査の実施状況、リスク管理およびコンプライアンスの状況等の報告を受けています。内部監査については、代表取締役社長直轄の「内部統制・監査部」が、各部門の業務遂行状況ならびにコンプライアンスの状況を監査し、随時代表取締役および監査役会に報告しております。監査役、会計監査人、内部統制・監査部は、監査上の重要課題について意見・情報交換をし、互いに連携して当社および当社グループの内部統制状況を監視しております。

(3) 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針の概要

当社は、平成25年6月26日開催の当社第62回定時株主総会において株主の皆様の承認を受け、当社株式の大規模買付行為等への対応方針（以下「本対応方針」といいます）を継続いたしました。本対応方

針は、有事の際に新株予約権の無償割当て（以下「対抗措置」といいます）を行うことができる事前警告型ライツプランであり、具体的内容は以下のとおりです。

- ①当社が発行者である株券等の保有割合が20%以上となる買付け等（以下「大規模買付行為等」といいます）を行おうとする者（以下「買付者」といいます）は、事前に当該大規模買付行為等に関する情報を当社に対して提供していただきます。
- ②当社取締役会は、有事に際し、特別委員会を設置します。特別委員会は、当社取締役会に対し、企図されている大規模買付行為等の内容に対する意見や根拠資料、これに対する代替案等を提出するよう求めることがあります。
- ③特別委員会は、買付者や当社取締役会から情報を受領した後、当社取締役会からの付議を受けて、当社取締役会が当該大規模買付行為等にかかる買付内容を検討するに必要な情報のすべてが記載された書面による提案を受領した時から起算して、原則として最長60営業日以内に、買付内容の評価・検討を行い、買付者に対して対抗措置を発動すべきか否かを判断し、当社取締役会に対し勧告を行います（なお、特別委員会は、その勧告において対抗措置の発動に関して当社株主総会の承認決議を経るべき旨の留保を付することができます）。特別委員会は、必要と判断する場合には、独立した外部専門家等の助言を得ることができます。また、当社取締役会は、買付者との交渉、株主に対する情報開示等を行います。
- ④当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重し、最終的に対抗措置を発動するか否かの決議を行うものとします。なお、当社取締役会は、特別委員会がその勧告において対抗措置の発動に関して当社株主総会の承認決議を経るべき旨の留保を付した場合、原則として、実務上可能な限り速やかに当社株主総会を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議するものとします。この場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従い、対抗措置の発動・不発動に関する決議を行うものとします。
- ⑤買付者が、本対応方針に定める手続を遵守しない場合や当社の企業価値・株主共同の利益を明白に侵害すると認められる場合で、かつ、対抗措置を発動することが相当と認められる場合には、当社は、特別委員会の判断を経た上、対抗措置の発動を決定することができます。
- ⑥対抗措置を発動する場合に株主の皆様に割り当てられる新株予約権には、買付者等一定の者（以下「非適格者」といいます）による権利行使は認められない旨の行使条件、および当社が非適格者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項を付することができます。これにより、非適格者以外の株主に対して当社株式が交付された場合には、当該非適格者の有する当社株式の議決権割合は希釈化されることとなります。

なお、本対応方針の詳細につきましては平成25年5月14日付けプレスリリース「当社株式の大規模買付行為等への対応方針（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」をご覧ください。

(4) 上記特別な取組みおよび本対応方針についての取締役会の判断およびその理由

①基本方針の実現に資する特別な取組みについて

当社の「中長期的な会社の経営戦略」、「コーポレートガバナンスの強化」等の各施策は、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を確保し、向上させることを直接の目的とするものであり、基本方針の実現に資するものです。

従って、当社取締役会は、当該取組みが、基本方針に沿うものであり、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を損ない、または当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

②当社株式の大規模買付行為等に関する対応方針について

本対応方針は、(i)株主および投資家の皆様ならびに買付者の予見可能性を高め、株主の皆様に適正な選択の機会を確保するため、事前の開示がなされていること、(ii)本対応方針による買収防衛策の導入および継続に関して、当社株主総会において株主の皆様のご承認を得ているため、本対応方針の発効および継続について株主の皆様が意思が反映されており、また、当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の議案が承認された場合には本対応方針はその時点で廃止されるものとしているため、本対応方針の存続も株主の皆様の意思に係らしめられていること、(iii)本対応方針に定める対抗措置の発動または不発動等に関する当社取締役の恣意的な判断を排除するため、有事に当社の業務執行を行う経営陣から独立した当社社外取締役および社外監査役によって構成される特別委員会を設置することとし、その客観的な判断を最大限に尊重して本対応方針に定める対抗措置の発動・不発動を決定するものとされていること、(iv)特別委員会がその勧告において対抗措置の発動に関して当社株主総会の承認決議を経るべき旨の留保を付した場合、当社取締役会は、当社株主総会を招集し、その決議に従って対抗措置の発動・不発動に関する決議を行うものとされていることから、対抗措置の発動・不発動についても株主の皆様が意思が反映され得ること、(v)合理的な客観的要件が充足されなければ対抗措置を発動することができないようにされていること等から、当社取締役会は、本対応方針が、基本方針に沿うものであり、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を損ない、または当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

8. 会計監査人の監査報告書受領後に生じた会社の現況に関する重要な事実

- (1) 当社は、平成27年5月22日開催の取締役会において、当社取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額および具体的な内容決定に関する議案を、平成27年6月24日開催予定の当社第64回定時株主総会に付議することを決議いたしました。

当社の取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額および内容決定を当社取締役会に委任する事項
(新株予約権の内容)

①株式の種類 普通株式

②株式の数 660,000株（上限）

③新株予約権の総数 6,600個（上限）

④新株予約権の割当を受ける者
当社の取締役（社外取締役を除く）

⑤新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価額を基準として取締役会において定める額とする。

⑥新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

⑦新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から30年以内の範囲で、取締役会において定める。

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。

⑨新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できるものとする。その他の新株予約権の行使の条件については、取締役会において定める。

(ご参考)

当社は、社外取締役のほか、非業務執行取締役等には、ストックオプションとしての新株予約権の割当てを行いません。

- (2) 当社は、平成27年5月22日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、ストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することの承認を求める議案を、下記の通り平成27年6月24日開催予定の当社第64回定時株主総会に付議することを決議いたしました。

当社の執行役員および使用人ならびに当社子会社の取締役および使用人に対するストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する事項

(新株予約権の内容)

- | | |
|-------------|--------------|
| ①株式の種類 | 普通株式 |
| ②株式の数 | 500,000株（上限） |
| ③新株予約権の総数 | 5,000個（上限） |
| ④新株予約権の発行価格 | 無償 |
- ⑤新株予約権の割当を受ける者
当社の執行役員および使用人ならびに当社子会社の取締役および使用人
- ⑥1株当たりの払込金額
新株予約権割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる）または割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額といたします。ただし、当該金額が最低必達株価である658円を下回る場合には、行使価額を658円といたします。
- ⑦新株予約権の行使期間
割当日後2年を経過した日から平成31年9月30日までといたします。
- ⑧新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額といたします。
- ⑨譲渡による新株予約権の取得制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要します。

9. 監査役会の監査報告書作成後に生じた会社の現況に関する重要な事実

当社は、平成27年5月25日開催の取締役会で丸の内キャピタル株式会社との間の資本・事業提携の解消を決議いたしました。同社は、平成27年5月29日付で当社株式10,271,800株の全てをSMBC日興証券株式会社に対して譲渡しております。

なお、SMBC日興証券株式会社からは本取引により取得した当社株式の全てを直ちに転売したとの連絡を受けております。

また、資本・事業提携の解消に伴い、丸の内キャピタル株式会社から派遣されておりました社外取締役の山本崇史氏、玉川洋一氏は平成27年5月25日付で当社取締役を辞任いたしました。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	88,651	流 動 負 債	37,571
現金及び預金	42,117	支払手形及び買掛金	8,639
受取手形及び売掛金	18,387	短期借入金	8,614
商品及び製品	19,647	1年内返済予定の長期借入金	5,829
仕掛品	334	リース債務	2,194
原材料及び貯蔵品	1,122	未払金	4,748
繰延税金資産	1,276	未払費用	5,772
その他	5,943	未払法人税等	622
貸倒引当金	△177	返品調整引当金	488
固 定 資 産	70,927	製品自主回収引当金	94
有形固定資産	17,106	偶発損失引当金	49
建物及び構築物	4,876	その他	517
機械装置及び運搬具	737	固 定 負 債	72,416
工具、器具及び備品	3,446	社 債	10,000
土地	4,336	長期借入金	50,893
リース資産	3,436	リース債務	1,433
建設仮勘定	273	繰延税金負債	3,790
無形固定資産	47,669	再評価に係る繰延税金負債	499
のれん	28,210	退職給付に係る負債	3,561
商標利用権	11,427	役員退職慰労引当金	152
その他	8,031	その他	2,084
投資その他の資産	6,151	負 債 合 計	109,987
投資有価証券	2,913	純 資 産 の 部	
繰延税金資産	115	株 主 資 本	35,288
その他	3,348	資 本 金	3,459
貸倒引当金	△226	資本剰余金	6,741
繰延資産	59	利益剰余金	32,525
社債発行費	59	自己株式	△7,437
資 産 合 計	159,638	その他の包括利益累計額	12,902
		その他有価証券評価差額金	961
		繰延ヘッジ損益	513
		土地再評価差額金	120
		為替換算調整勘定	11,948
		退職給付に係る調整累計額	△641
		新株予約権	680
		少数株主持分	778
		純 資 産 合 計	49,650
		負 債 純 資 産 合 計	159,638

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	149,938
売上原価	97,233
売上総利益	52,704
販売費及び一般管理費	50,237
営業利益	2,466
営業外収益	601
受取利息及び配当金	91
受取賃貸料	153
為替差益	210
その他	145
営業外費用	1,053
支払利息	809
その他	244
経常利益	2,014
特別利益	44
固定資産売却益	12
関係会社清算益	16
新株予約権戻入益	15
特別損失	1,852
固定資産売却損	1
固定資産除却損	182
投資有価証券評価損	0
減損損失	161
和解費用	1,170
過年度決算訂正関連費用	78
不正関連損失	214
その他	43
税金等調整前当期純利益	206
法人税、住民税及び事業税	1,124
法人税等還付税額	△4
法人税等調整額	893
少数株主損益調整前当期純損失(△)	△1,806
少数株主利益	10
当期純損失(△)	△1,817

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	3,459	6,743	35,633	△1,323	44,513
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			△36		△36
過去の誤謬の訂正による 累 積 的 影 響 額			△313		△313
遡 及 処 理 後 当連結会計年度期首残高	3,459	6,743	35,283	△1,323	44,163
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当			△941		△941
当 期 純 損 失 (△)			△1,817		△1,817
自 己 株 式 の 取 得				△6,197	△6,197
自 己 株 式 の 処 分		△2		84	81
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	－	△2	△2,758	△6,113	△8,874
当連結会計年度末残高	3,459	6,741	32,525	△7,437	35,288

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額							新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	そ の 他 の 有 価 証券 評価 差 額 金	繰 上 償 還 益	延 滞 シ 益	土 地 再 評 価 差 額 金	地 価 調 整 金	為 替 換 算 差 額 金	退 職 給 付 に 関 係 する 計 算 上 の 繰 上 償 還 金			
当連結会計年度期首残高	433	216		68	4,999	△360	5,358	644	721	51,237
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額										△36
過去の誤謬の訂正による 累 積 的 影 響 額									△16	△329
遡 及 処 理 後 当連結会計年度期首残高	433	216		68	4,999	△360	5,358	644	704	50,871
当連結会計年度変動額										
剰 余 金 の 配 当										△941
当 期 純 損 失 (△)										△1,817
自 己 株 式 の 取 得										△6,197
自 己 株 式 の 処 分										81
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)	527	296		51	6,949	△281	7,544	36	73	7,653
当連結会計年度変動額合計	527	296		51	6,949	△281	7,544	36	73	△1,221
当連結会計年度末残高	961	513		120	11,948	△641	12,902	680	778	49,650

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	44,041	流 動 負 債	13,082
現金及び預金	24,038	支 払 手 形	354
売 掛 金	13,846	買 掛 金	2,558
商品及び製品	1,344	短 期 借 入 金	1,100
原材料及び貯蔵品	569	1年内返済予定の長期借入金	3,500
前 渡 金	263	リ ー ス 債 務 金	968
前 払 費 用	558	未 払 金	3,628
繰延税金資産	177	未 払 法 人 税 等	601
短期貸付金	1,770	未 払 法 人 税 等	88
未 収 入 金	392	製品自主回収引当金	94
為 替 約 金	589	そ の 他	187
そ の 他	506	固 定 負 債	50,798
貸 倒 引 当 金	△16	社 長 期 借 入 債 金	10,000
固 定 資 産	61,630	長 期 借 入 債 金	38,000
有 形 固 定 資 産	8,748	繰 延 税 金 負 債	386
建 物	3,386	繰 延 税 金 負 債	458
構 築 物	52	再評価に係る繰延税金負債	499
機 械 及 び 装 置	194	退 職 給 付 引 当 金	1,021
車 両 運 搬 具	0	預 り 保 証 金	36
工具、器具及び備品	71	預 り 保 証 金	156
土 地	3,688	そ の 他	240
リ ー ス 資 産	1,354	負 債 合 計	63,880
無 形 固 定 資 産	418	純 資 産 の 部	
借 地 権	25	株 主 資 本	39,809
ソ フ ト ウ エ ア	326	資 本 金	3,459
そ の 他	66	資 本 剰 余 金	6,760
投資その他の資産	52,463	資 本 準 備 金	6,050
投資有価証券	2,407	そ の 他 資 本 剰 余 金	709
関係会社株式	49,113	利 益 剰 余 金	37,026
出 資 金	67	利 益 準 備 金	747
長期貸付金	1,194	そ の 他 利 益 剰 余 金	36,279
破産更生債権等	45	固定資産圧縮積立金	214
長期前払費用	103	国庫補助金圧縮積立金	0
そ の 他	206	別 途 積 立 金	12,600
貸 倒 引 当 金	△676	繰越利益剰余金	23,465
繰 延 資 産	59	自 己 株 式	△7,437
社 債 発 行 費	59	評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,360
資 産 合 計	105,731	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	907
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	332
		土 地 再 評 価 差 額 金	120
		新 株 予 約 権	680
		純 資 産 合 計	41,850
		負 債 純 資 産 合 計	105,731

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	57,530
売 上 原 価	35,485
売 上 総 利 益	22,044
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	19,390
営 業 利 益	2,653
営 業 外 収 益	1,475
受 取 利 息 及 び 配 当 金	276
受 取 賃 貸 料	413
為 替 差 益	618
そ の 他	167
営 業 外 費 用	844
支 払 利 息	347
貸 与 資 産 経 費	254
転 貸 損 失	88
そ の 他	154
経 常 利 益	3,285
特 別 利 益	75
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	44
新 株 予 約 権 戻 入 益	15
関 係 会 社 清 算 益	16
特 別 損 失	622
関 係 会 社 株 式 評 価 損	491
関 係 会 社 清 算 損	10
過 年 度 決 算 訂 正 関 連 費 用	69
そ の 他	51
税 引 前 当 期 純 利 益	2,739
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	223
法 人 税 等 調 整 額	766
当 期 純 利 益	1,749

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から)
(平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本											
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金				利益剰余金合計		
						固定資産圧縮積立金	国庫補助金圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	3,459	6,050	712	6,762	747	204	0	12,600	23,295	36,847	△1,323	45,745
会計方針の変更による累 積 的 影 響 額									△36	△36		△36
過去の誤謬の訂正による累 積 的 影 響 額									△592	△592		△592
過及処理後当期首残高	3,459	6,050	712	6,762	747	204	0	12,600	22,666	36,218	△1,323	45,117
当 期 変 動 額												
固定資産圧縮積立金の積立						9			△9	－		－
剰 余 金 の 配 当									△941	△941		△941
当 期 純 利 益									1,749	1,749		1,749
自 己 株 式 の 取 得											△6,197	△6,197
自 己 株 式 の 処 分			△2	△2							84	81
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）												
当 期 変 動 額 合 計	－	－	△2	△2	－	9	－	－	798	808	△6,113	△5,308
当 期 末 残 高	3,459	6,050	709	6,760	747	214	0	12,600	23,465	37,026	△7,437	39,809

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	387	73	68	529	644	46,920
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額						△36
過去の誤謬の訂正による 累 積 的 影 響 額						△592
過及処理後当期首残高	387	73	68	529	644	46,291
当 期 変 動 額						
固定資産圧縮積立金の積立						－
剰 余 金 の 配 当						△941
当 期 純 利 益						1,749
自 己 株 式 の 取 得						△6,197
自 己 株 式 の 処 分						81
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	520	259	51	830	36	867
当 期 変 動 額 合 計	520	259	51	830	36	△4,440
当 期 末 残 高	907	332	120	1,360	680	41,850

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月20日

株式会社タカラトミー
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 櫻井 清 幸 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大木 正 志 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 関 口 男 也 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社タカラトミーの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タカラトミー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

連結注記表の誤謬の訂正に関する注記に記載されているとおり、会社は過年度における不適切な会計処理について誤謬の訂正を行い、期首の利益剰余金及び少数株主持分を修正している。

当該事項は当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月20日

株式会社タカラトミー
取締役会 御 中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 櫻 井 清 幸 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大 木 正 志 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 関 口 男 也 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社タカラトミーの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

個別注記表の誤謬の訂正に関する注記に記載されているとおり、会社は過年度における不適切な会計処理について誤謬の訂正を行い、期首の利益剰余金を修正している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第64期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 ずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載の内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告に記載のとおり、子会社の不適切会計処理の判明後、着実に再発防止に取り組んでいることを確認しており、今後とも実施状況について監視してまいります。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

事業報告「8.会計監査人の監査報告書受領後に生じた会社の現況に関する重要な事実」に記載のとおり、当社は平成27年5月22日開催の取締役会にて、当社の取締役に対する株式報酬型ストックオプション及び当社の執行役員等に対するストックオプションに関する事項を決議しております。

平成27年5月22日

株式会社タカラトミー 監査役会

常勤監査役 野 沢 武 一 ㊟

監査役(社外監査役) 梅 田 常 和 ㊟

監査役(社外監査役) 野 上 順 ㊟

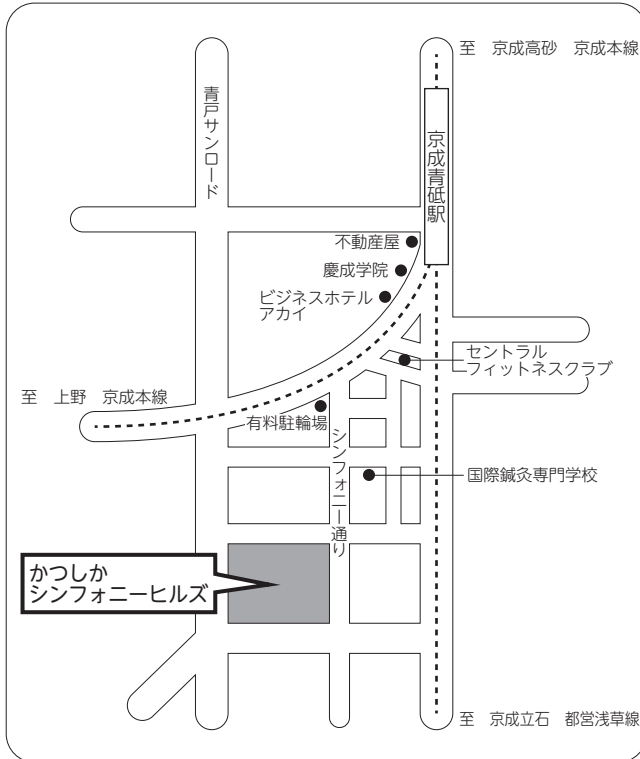
監査役(社外監査役) 水 戸 重 之 ㊟

監査役(社外監査役) 吉 成 外 史 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都葛飾区立石六丁目33番1号
かつしかシンフォニーヒルズ モーツアルトホール
☎ 03 (5670) 2222



交通のご案内

徒歩●京成青砥駅下車徒歩約7分

バス●亀有駅から新小岩駅行約15分、新小岩駅から亀有駅行約20分文化会館下車すぐ

(お車でのご来場はご遠慮くださるようお願いいたします。)



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

